

一般競争入札（条件付）公告共通事項（総合評価落札方式）

1 入札に参加できる者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者でないこと。
- (2) 岡山県建設工事請負契約入札参加資格審査要領（平成 9 年岡山県告示第 258 号。以下「審査要領」という。）第 7 条の規定により入札参加資格を有すると認められる者であること。
- (3) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、岡山県知事から岡山県建設工事等入札参加資格者に係る指名停止等要領（平成 13 年岡山県告示第 404 号）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）を受けていないこと。
- (4) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領（昭和 63 年 2 月 1 日施行）に基づく指名除外（以下「指名除外」という。）を受けていないこと。
- (5) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 28 条第 3 項又は第 5 項の規定による岡山県内における営業の停止命令（業種は問わない。以下「営業停止命令」という。）を受けていないこと。
- (6) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、受審した経営事項審査が有効であること。
- (7) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (8) 入札の公告日から落札者が決定する日までの間において、次に掲げる義務を履行していない者（当該義務がない者を除く。）でないこと。
 - ① 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による届出の義務
 - ② 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による届出の義務
 - ③ 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出の義務

2 入札参加資格確認申請書等

- (1) 入札参加資格確認申請書及び関係書類（以下「申請書等」という。）は、次のとおりとする。

- ① 一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第 1 号）

- ② 関係書類

- ・ 施工実績調書（別記様式 1）
- ・ 配置予定技術者調書（別記様式 2）
- ・ 資格確認書（様式第 1 - 1 号）

- (2) 技術資料及び関係書類（以下「技術資料等」という。）は、次のとおりとする。

- ① 技術資料（様式第 7 号）

- ② 関係書類

次に掲げる書類のうち、別添公告 4(1)の表に掲げる提出様式

- ・ 施工実績調書（別記様式 1 - 2）
- ・ 配置予定技術者調書（別記様式 2 - 2）
- ・ 学習の実績に関する調書（別記様式 2 - 3）

- ・企業の体制に関する調書（別記様式3）
- ・防災協定の締結に関する調書（別記様式4-1）
- ・障害者の雇用に関する調書（別記様式4-2）
- ・近隣地域での施工実績調書（別記様式4-3）
- ・品質管理に係る技術的所見（別記様式5-1）
- ・施工に関する課題に係る技術的所見（別記様式5-2）
- ・現場の条件への対応（別記様式5-3）
- ・施工計画の実施手順の妥当性・工期設定の適切性（別記様式5-4）
- ・工程の短縮（別記様式5-5）

(3) 申請書等の提出方法は、次のとおりとする。

① 申請書等のうち、一般競争入札（条件付）参加資格確認申請書（様式第1号）、施工実績調書（別記様式1）及び配置予定技術者調書（別記様式2）は、持参又は郵送若しくは信書便（郵送又は信書便による場合は、書留郵便その他の送付物が相手側に到着したこと及びその時間が確認できる方法に限る。）により別添公告で示す契約担当者に提出すること。

② 申請書等のうち資格確認書（様式第1-1号）及び別添「一般競争入札（条件付）公告」（以下「別添公告」という。）2の7及び8の条件を満たすことを証明する書類（別添公告において「資格確認書類」という。）並びに技術資料等は、持参又は郵送若しくは信書便（郵送又は信書便による場合は、書留郵便その他の送付物が相手側に到着したこと及びその時間が確認できる方法に限る。）により別添公告で示す契約担当者に提出すること。

(4) 自己採点表（様式第11号）は、入札と同時に提出すること。なお、自己採点表の提出がない者については、岡山県建設工事総合評価落札方式要領（平成19年6月1日施行。以下「総合評価要領」という。）に定める加算点を与えない。

3 配置予定技術者の取扱い

(1) 配置技術者の専任が必要とされる工事（以下「専任工事」という。）では、入札参加資格確認申請を行う時点において、岡山県広域水道企業団が行う入札以外の入札で配置予定の技術者として入札への参加申請を行っている技術者（橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できるものについて、工場製作のみを行う技術者（以下「工場製作技術者」という。）として入札への参加申請を行っている者を除く。）を配置予定技術者とすることはできない。また、岡山県広域水道企業団が入札公告を行った専任工事に配置する予定の技術者（工場製作技術者として入札への参加申請を行っている者を除く。）を、その工事の落札決定があるまでは、岡山県広域水道企業団以外の者が発注する工事の配置予定技術者とすることはできない。

(2) 専任工事では、入札参加資格確認申請を行う時点において他の工事に監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）として従事している技術者（主任技術者にあつては、本件工事と同一の場所又は隣接した場所等で行われる他の工事（岡山県広域水道企業団が認めるものに限る。）において、主任技術者として従事しているものを除く。）は、従事中の工事に係る工期の終期が開札日の前日以前である場合又は従事中の工事に係る完成を確認するための検査が開札日の前日までに行われることが明らかである場合を除き、配置予定技術者とすることはできない。ただし、橋梁、ポンプ、ゲート等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われる期間と現場施工期間が明確に区分できる工

事の入札を除く。

- (3) 専任工事を含む複数の工事に同一の技術者を配置予定技術者として入札参加資格確認申請を行った場合において、専任工事について先に落札決定があった場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札（岡山県広域水道企業団が行ったものに限る。ただし、同一の場所又は隣接した場所等で行われる他の工事（岡山県広域水道企業団が認めるものに限る。）において、同一の技術者を主任技術者として入札参加資格確認申請を行った入札（以下「隣接工事入札」という。）を除く。）は、無効とする。また、配置技術者の専任が必要とされない工事（以下「非専任工事」という。）について先に落札決定があった場合は、同一の技術者で入札参加資格確認申請を行った他の入札のうち専任工事の入札（岡山県広域水道企業団が行ったものに限る。ただし、隣接工事入札を除く。）は、無効とする。なお、これらの場合においては、落札決定があった工事以外の工事に係る入札（隣接工事入札及び非専任工事で先に落札決定があった場合における当該非専任工事以外の非専任工事の入札を除く。）について、直ちに取下書を提出すること。ただし、既に入札を行っている場合には、直ちに該当機関へ連絡をすること。
- (4) 法第7条第2号又は第15条第2号の規定により法第3条第1項に規定する営業所に専任で配置している技術者（以下「営業所の専任技術者」という。）については、一般競争入札（条件付）による工事の入札の配置予定技術者として申請することはできない。

4 入札参加資格の確認

(1) 入札執行前に行う基本的な入札参加資格の確認

申請書等のうち2(3)①に掲げる書類を別添公告で定める期限までに提出した者全員について、次に掲げる基本的な入札参加資格を入札執行前に確認する。

- ① 岡山県建設工事請負契約入札参加資格（本件入札に係る業種に限る。）の有無
- ② 指名停止、指名除外及び営業停止命令の有無
- ③ 業者格付（審査要領第6条第1項に規定する格付をいう。）

基本的な入札参加資格の確認は、①から③までの番号順に行い、入札参加資格がないと認められた時点で確認を終了し不適格とする。その他の事項については、確認を行わない。

なお、入札参加資格の確認は、(2)に規定する入札執行後に行う入札参加資格の確認をもって確定するものとする。

(2) 入札執行後に行う入札参加資格の確認

開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格で入札があった場合、落札決定を保留し、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、総合評価要領に定める評価値が最も高い者（総合評価要領に定める簡易型により入札を行う案件については、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者）について、この公告及び別添公告に基づく全ての入札参加資格の確認を行う。

なお、岡山県建設工事総合評価落札方式<拡大分>試行要領（平成23年4月1日施行。以下「試行要領」という。）に定める失格基準価格を設定した場合において、予定価格の制限の範囲内の価格で失格基準価格以上の価格での入札があったときは、予定価格の制限の範囲内の価格で、かつ、失格基準価格以上の価格で入札した者のうち、総合評価要領に定める評価値が最も高い者について、同様の確認を行う。

入札参加資格の確認は、1(1)から(8)まで、3(1)、(2)、(4)、7(4)、(5)及び7(7)並びに別添公告の

2の1から9までの番号順に行い、入札参加資格がないと認められた時点で確認を終了し不適格とする。その他の事項については、確認を行わない。

5 設計図書等に関する質問及び回答

- (1) 設計図書等に関する質問は、設計図書等に対する質問・回答書（様式第2号）により書面によってのみ受け付けるものとし、提出の方法及び期限並びに提出先は、別添公告で定めるところによる。
- (2) (1)の質問に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

6 入札執行通知

- (1) 4(1)に掲げる入札参加資格を有することが確認された者は、入札に参加することができる。入札に参加できる者に対しては、入札日までに文書で通知する。
- (2) 4(1)に掲げる入札参加資格がないと認められた者は、入札に参加することができない。この場合においては、通知しない。

7 入札の執行

- (1) 入札及び開札は、岡山県広域水道企業団入札執行手順により行う。
- (2) 入札執行回数は、2回までとする。
- (3) 落札者にあつては、入札書に記載された金額（以下「入札価格」という。）に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記入するものとする。
- (4) 入札者は、入札価格の内訳を記載した書類（以下「入札価格の内訳書」という。）及び自己採点表（様式第11号）を、入札書と同時に提出する（最初の入札に限る。）ものとする。なお、入札価格の内訳書の金額の合計（消費税及び地方消費税の額を除く。）と入札価格が一致しない場合は、失格とする。
- (5) 試行要領に定める失格基準価格を設定した場合において、入札価格が失格基準価格を下回る入札を行った者は、失格とする。
- (6) 落札者がいない場合（低入札価格調査を実施した結果、落札者が決まらなかった場合を含む。）は、入札不調とする。
- (7) 岡山県建設工事入札に係る低入札価格調査実施要領（平成19年6月1日施行）に定める調査基準価格を設定した場合において、調査基準価格を下回る入札が行われた場合は、(4)により提出された入札価格の内訳書又は2回目の入札後に提出された入札価格の内訳書を用い、同要領による調査を行うものとする。2回目の入札に係る入札価格の内訳書は、契約担当者が指定する時刻までに指定の方法により提出するものとする。指定の時刻までに指定の方法により提出がない場合は、失格とする。また、提出された入札価格の内訳書の金額の合計（消費税額及び地方消費税の額を除く。）と入札書に記載された金額が一致しない場合は、失格とする。

8 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札の決定を取り消す。

- (1) この公告及び別添公告で示した入札参加資格のない者のした入札
- (2) 申請書等及び技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 技術資料等を提出しない者（契約担当者が技術資料等の提出を求めない者を除く。）のした入札
- (4) この公告及び別添公告において示した条件に違反した入札
- (5) 岡山県広域水道企業団会計規程（平成 14 年 3 月 29 日企管規程第 5 号）第 108 条第 1 項各号に掲げる入札

9 総合評価一般競争入札（条件付）方式に関する事項

- (1) 技術資料に関する評価項目は、次のとおりとする。
 - ① 企業の施工実績
 - ② 配置予定技術者の能力
 - ③ 企業の体制
 - ④ 地域貢献
 - ⑤ 施工計画（簡易型に限る。）
- (2) 技術資料の内容、総合評価（特別簡易型又は簡易型）一般競争入札（条件付）の方法及び実施手続については、別添公告で示す。

10 無資格者への理由説明

- (1) 入札執行後に行う入札参加資格の確認において、資格がないと認められた者は、契約担当者に対し、その理由について、別添公告で定めるところにより説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明要求に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

11 落札者とならなかった者への理由説明

- (1) 落札者とならなかった者は、契約担当者に対して落札者とならなかった理由について、別添公告で定めるところにより説明を求めることができる。
- (2) (1)の説明要求に対しては、別添公告で定めるところにより回答する。

12 入札保証金

岡山県広域水道企業団会計規程第 101 条のいずれかに該当する場合は、減免する。

13 契約保証金

契約金額の 100 分の 10 以上とする。ただし、利付国債の提供又は岡山県広域水道企業団が確実と認める金融機関若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和 27 年法律第 184 号）第 2 条第 4 項の保証事業会社をいう。）の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金の納付を免除する。

14 支払条件

- (1) 前金払 あり（契約金額の 40%以内の額（債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来

高予定額の40%以内の額)とする。)

(2) 中間前金払 あり (契約金額の20%以内の額 (債務負担行為に係る契約の場合には、当該会計年度の出来高予定額の20%以内の額)とする。)

(3) 部分払 あり

請負代金額に応じて支払可能回数が異なるので、県のホームページで確認すること。

<http://www.pref.okayama.jp/page/269402.html>

※(2)及び(3)については、いずれか一方のみを選択できるものとする。

15 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 申請書等又は技術資料等に虚偽の記載をした場合においては、指名停止を行うことがある。

(3) 落札者は、病休、死亡、退職等特別な理由がある場合以外は、配置予定技術者調書(別記様式2)に記載した配置予定の技術者を本件工事の現場に配置しなければならない。

(4) 落札者は、落札者と直接かつ恒常的な雇用関係にある者を本件工事の現場代理人として配置しなければならない。なお、営業所の専任技術者は、本件工事の現場代理人になることができない。

(5) この公告において、「主任技術者」とは法第26条第1項に規定する者を、「監理技術者」とは同条第2項に規定する者をいう。

(6) この公告及び別添公告において、「契約担当者」とは、企業長又はその委任を受けて契約の締結について権限を有する者をいう。

(7) 申請書等及び技術資料等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。

(8) 提出された申請書等は、入札参加資格の確認以外の目的では使用しない。

(9) 提出された技術資料等は、提出者の承諾を得ることなく技術審査以外の目的では使用しない。

(10) 提出された申請書等及び技術資料等は、返却しない。

(11) 提出期限後における申請書等又は技術資料等の差替え及び提出は、認めない。

(12) 落札者決定後に、技術資料等の評価の結果及び評価値等を公表する。

(13) 消費税及び地方消費税に関する法令が改正された場合には、その施行内容による。